

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 19 回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理審議会				
事務局 (担当課)		麻溝台・新磯野地区整備事務所 電話 042 - 769 - 9254 (直通)				
開催日時		令和 2 年 7 月 2 日 (木) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 5 時 30 分				
開催場所		相模原市役所 第 2 別館 3 階 第 3 委員会室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	1 人 (コンプライアンス推進課長)				
	事務局	8 人 (まちづくり事業部長、麻溝台・新磯野地区整備事務所長 外 6 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	7 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由						
会議次第		1 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理 審議会規則の改正について (報告) 2 会長及び副会長の選任について 3 「地中障害物等の取扱方針の一部改正について (諮問)」の取下 げについて 4 評価員の欠員について (報告) 5 第三者委員会の調査結果について (報告) 6 民間事業者包括委託契約の解除について (報告) 7 今後の取組について (報告)				

審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

1 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会規則の改正について(報告)

事務局より資料1に基づき説明し、質疑応答が行われた。

副会長を3名から1名にした理由は何か。

これまでの審議会の運営等の状況、委員から3人の副会長は必要ないとの意見もあり、職務代理者を兼ねる副会長を1名としたものである。

この審議会委員の選出ほど形骸化しているものはないと感じている。選挙の際には立候補者の住所と氏名しか公示されない。地権者は候補者に対して何を付託して投票するのか、被選挙人は地権者のために何をしようとして立候補したのかが全く明確になっていない。もう少し工夫した方が良いのではないか。

ご意見につきましては、次回の選挙に活かしていきたいと考えている。

今回の改正において第2条の規定が追加されたが、何か参考にしたのか。この根拠を教えてほしい

土地区画整理法では、会長は委員のうちから委員が選挙する旨が規定されているが、本市審議会規則では示されていなかったことから、他都市の事例に鑑みて整理した。

2 会長及び副会長の選任について

事務局による説明の後、各委員から本事業や審議会委員としての思いを発言いただき、選挙を行った。選任結果は次のとおりである。

会長：田所昇司委員 副会長：横田廣司委員

3 「地中障害物等の取扱方針の一部改正について(諮問)」の取下げについて

事務局より資料2に基づき説明し、質疑応答が行われた。

法定諮問事項ではないから取り下げるとのことだが、平成28年9月に作成した地中障害物等の取扱方針は審議会に諮らなくても、市が作成出来たということか。

法定諮問事項ではない事項という点においては、委員のご発言のとおりである。今回、諮問を取り下げ、市で取扱方針を一部改正したいと考えている。

他地区の状況を説明すると、法定諮問事項のみを審議会へ諮っている地区はほ

とんどない。この地区の最大の関心事である地中障害物の問題のような事項は、法律に規定されていないが、任意に審議会に意見を聴く、あるいは、審議会に諮問して、正式に答申を受けて進めていくのが通常のやり方である。今後、法定諮問事項以外は施行者限りで進めると宣言されたように聞こえたが、そのような認識で良いか。

廃棄物の処理計画を民間事業者包括委託受注者が作成するのか、相模原市が作成するのか、この箇所については審議会の意見を聴くまでもなく、施行者として整理すべき事項としたことから、諮問事項を取り下げたものである。今後は法定諮問事項だけしか審議会に諮らないということではない。

例えば、土地の評価に係わるような土地評価基準等は、審議会の意見が必要と施行者として判断した時には審議会に諮る予定である。

資料では、今回の取下げの理由を法定諮問事項ではないためとしている。この記載内容だと、法定諮問事項以外は審議会へは諮らないと読める。この諮問事項は内部検証の最終結論を待つために審議を継続していたものである。その内部検証の結論が出たので、審議を行うのが本来である。法定審議事項ではないため、諮問を取り下げるという理由では問題があると思う。取下げの理由の記載内容を変えていただきたい。

法定諮問事項ではないということも取下げ理由の一つだが、内容を整理して、改めて審議会へ諮ることとする。また、諮問事項については、法定諮問事項に限定するという考え方ではなく、事案に応じて、諮問するのか、あるいは情報提供、説明という形をとらせていただくのか、その中で意見をいただくのか、区別をしっかりとらせた中で審議会へ諮っていきたいと考えている。

法定諮問事項とは最低限の諮問である。法定諮問事項でないから諮問しないというのはおかしいと思う。今後、体制を立て直すためには、我々が知恵を出さなければいけない部分があるので、取り下げるのではなく、継続審議として、重要な事項は審議会が関わるという形を残すべきである。

諮問の取下げ内容だが、地中障害物等の取扱方針全般に係る諮問の取下げということではなくて、これまで2回継続審議になっている廃棄物の排出事業者を民間事業者包括委託受注者とするか、相模原市とするか、処理計画の作成主体の改正案を諮問している。

しかしながら、前年度末をもって、民間事業者包括委託契約が解除されたことから、相模原市が排出事業者として処理計画を作成しないと、地中障害物の処理が出来ない状況になっている。そのため、施行者の責任において、地中障害物等の取扱方針のその箇所を修正して進めていきたいという趣旨での諮問の取り下げである。

そのような趣旨であれば、諮問時と状況が変わったということを説明して、諮問内容を修正して、審議会の意見を求めれば良いのではないか。

地中障害物等の取扱方針の一部改正については、諮問時から状況が変わったということと、施行者としてどう変えていくかということを含ませ、次回、説明させていただき、意見をいただいた中で処理させていただく。

本件について、継続審議という形でもよろしいか。

異議なし

4 評価員の欠員について（報告）

事務局より資料3に基づき説明が行われた。

5 第三者委員会の調査結果について（報告）

コンプライアンス推進課より資料4に基づき説明し、質疑応答が行われた。

組織体制について、麻溝台・新磯野地区整備事務所職員の人数が増えたが、最終的に体制は整ったという認識か。それとも現在進行形か。

調査委員会から10の提言をいただいております、その提言毎にやっぺいこうと考えているので、状況に応じて体制を見直していく。

第三者委員会の報告書の内容を地権者が見たら怒るのではないか。市内部のことで、地権者は市と一緒に土地区画整理事業を行っている。市施行でどうしてこんなことをやっているのかと思う。

事務所職員の人員体制については、事業が中断した時点では14名だったが、現在は6名増員した。専門的な知識を持った必要な人材を集め、事業再建に向けて取り組んでいくので、見守っていただきたい。

6 民間事業者包括委託契約の解除について（報告）

事務局より資料5に基づき説明し、質疑応答が行われた。

契約解除するのではなく、契約を変更するとか、市が仲良くコミュニケーションを図り契約を続けるという手段もあったのではないか。受注者は、この5年間で技術力が上がっているはずだ。相模原のことをよく知っている。受注者の職員は相模原を愛している。こうした大事な人材をキープする方法は沢山あったと思う。非常に悔やまれる。

受注者との契約を続行してもらいたいとの意見があったが、契約の残期間である4年のうちの2年間を中断するということは、受注者としては受け入れられないということで契約解除に至った。

受注者との協議状況を教えてもらいたい。

工事の施工及び調査設計業務の一時中止までの工事等実績に係る費用については、現在出来高の確認中である。

続いて、契約解除までの一時中止期間中に要した現場管理費については、支払いに向けて調整を進めている。

最後に、現場引渡し等に係る費用について、全ての費用が確定した後に、具体的な金額についての協議を行うこととしている。

7 今後の取組について（報告）

事務局より資料6に基づき説明し、質疑応答が行われた。

事業制度に係る検証結果（内部検証）とあるが、事業再建において、第三者委員会からの意見を踏まえずに行うということか。

事業制度上の課題問題については内部検証で抽出を行っており、それを前提とした事業の見直しを行っていく。

弁護士で組織された第三者委員会の検証・調査につきましては、意思決定の過程や推進体制への指摘であったことから、市役所全体として取り組み、改善していくものと考えている。

想定総事業費を見ると、当初事業費127億円が350億円近くかかるとある。これで良いのか。市街化区域に編入されていることから固定資産税も市街化調整区域の頃と比べると上がっている。地権者に相続があると、地権者数が増えてしまって、予定どおり事業が進まないことが懸念される。昭和40年代高度経済成長期には厳しい法律がなかったことから、地下に穴を掘って色々埋めてしまった。このツケが今の状況である。

これを解決するためには、掘った土地を埋め戻して、公園なり運動場とするような前向きな検討が必要ではないか、そうでなければ解決しない。

想定事業費について、地中障害物調査の費用は全額を市が負担とする話だったが、かなりの金額が増額されている。地権者負担とならないか心配である。また、総事業費の増額が減歩に反映されるのか。

想定事業費については、現方針のまま事業を続けた場合という前提で作成している。この場合の財源を誰が負担するのかという大きな問題があることから、事業費を圧縮する方法、施行期間を短縮する方法、どちらも実現しないと地権者と施行者である市にとっても負担が大きい。今後、財源をどういう形で賄うかということを含めて検討していきたいと考えている。

以 上

第19回麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会委員出欠席名簿

	選出区分	氏名	備考	出欠席
1	土地所有者	野口 比壽		出席
2	土地所有者	大木 正		出席
3	土地所有者	先崎 武		出席
4	土地所有者	田所 利一		出席
5	土地所有者	株式会社栄光メデイコ		出席
		勝間田 実三		
6	土地所有者	横田 廣司		出席
7	土地所有者	田所 昇司		出席
8	学識経験者	駒形 正三	土地区画整理士	出席
9	学識経験者	常磐 重雄	弁護士	出席